

高松市・国分寺町合併協議会会議録  
第 1 回 会 議

平成 1 6 年 2 月 3 日 ( 火 )

高松市・国分寺町合併協議会



# 高松市・国分寺町合併協議会会議録

## 第1回会議

### 1 日時

平成16年2月3日(火)午後1時30分開会・午後3時5分開会

### 2 場所

国分寺町女性会館 2階 第1会議室

### 3 出席委員 22人

会 長	増 田 昌 三	委 員	森 谷 芳 子
副会長	福 井 則 史	委 員	末 澤 進
委 員	井 竿 辰 夫	委 員	山 下 義 男
委 員	土 井 信 幸	委 員	岡 西 定 雄
委 員	山 田 徹 郎	委 員	綾 野 忠 雄
委 員	宮 崎 直	委 員	大 捕 宣 英
委 員	菰 渕 将 鷹	委 員	千 葉 規 美 子
委 員	川 染 勉	委 員	柘 植 敏 秀
委 員	梶 村 傳	委 員	白 井 加 寿 志
委 員	大 浦 澄 子	委 員	池 崎 清 子
委 員	三 笠 輝 彦	委 員	松 岡 隆 義

### 4 欠席委員 1人

委 員	大 比 賀 郁 夫
-----	-----------

## 5 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼計画班	林 田 競 一
事務局次長	加 藤 昭 彦	調整班長	藤 川 幸 彦
事務局次長 (計画班兼調整班)	福 井 隆	調整班	安 西 正 門
総務班長 兼調整班	清 野 賢 治	計画班	山 上 龍 二
総務班	森 田 大 介		

---

# 会 議 次 第

## 1 開 会

## 2 会長及び副会長あいさつ

## 3 委員等紹介

## 4 議事

### (1) 報告事項

報告第 1 号 高松市・国分寺町合併協議会規約について

報告第 2 号 高松市・国分寺町合併協議会規約に関する協議書について

### (2) 議案事項

議案第 1 号 高松市・国分寺町合併協議会会議規程について

議案第 2 号 高松市・国分寺町合併協議会会議傍聴規程について

議案第 3 号 高松市・国分寺町合併協議会会議録等閲覧規程について

議案第 4 号 高松市・国分寺町合併協議会幹事会規程について

議案第 5 号 高松市・国分寺町合併協議会幹事会部会規程について

議案第 6 号 平成 15 年度高松市・国分寺町合併協議会事業計画について

議案第 7 号 平成 15 年度高松市・国分寺町合併協議会歳入歳出予算について

議案第 8 号 合併協定項目について

議案第 9 号 合併協定項目の協議方針について

### (3) 協議事項

協議第 1 号 合併の方式（協定項目第 1 号）について

## 5 その他

### (1) 市町村の合併の特例に関する法律の概要等について

(2) 高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

6 閉 会

午後 1時30分 開会

#### 会議次第1 開会

事務局長 それでは、予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・国分寺町合併協議会第1回会議を開会いたします。

皆様方には何かと御多忙中のところ、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この合併協議会の会議の開会あるいは閉会は、本来、議長の権限ということになりますが、本日は本合併協議会の初めての会議でございますし、また、このような取り扱いを定める会議規程も、後ほど御協議をいただくこととなっておりますことから、まことに僭越ではございますが、本日、議事に入りますまでの間、本合併協議会の事務局長に任せられました私、林の方で進行させていただきますので、よろしく御理解の上、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本合併協議会の会議の公開及び傍聴の取り扱いでございますが、これにつきましても、後ほど会議規程等を御協議いただきますので、それらの規程が決定されるまでの間は、特例的な形での会議の公開、傍聴の許可ということにさせていただきますので、あわせてよろしくお願いをいたします。

それでは、お待たせをいたしました。会議に入らせていただきます。

#### 会議次第2 会長及び副会長あいさつ

事務局長 会議次第の2「会長及び副会長あいさつ」でございますが、まず、高松市・国分寺町合併協議会の会長であります増田高松市長よりごあいさつを申し上げます。

増田会長 本協議会の規約に基づく協議の結果、協議会会長を務めさせていただきます高松市長の増田昌三でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

高松市・国分寺町合併協議会第1回会議の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、本日大変お忙しい中を御出席賜り、まことにありがとうございます。

さて、今日、少子・高齢化や急激な情報化の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中、国及び地方自治体の財政は、極めて厳しい状況が続いておりまして、特に、地方財政は、今後、三位一体改革の影響により、ますます厳しさを増すことが予測されております。また、本格的な分権の時代を迎え、これからのまちづくりは、これまでの国主導ではなく、自己決定と自己責任の理念に基づき、自分たちの地域のことは自分たちで考え、判断し、

実行することが強く求められておりました、今後、地域の自立と独自性の発揮による地域みずからのまちづくりを進めていくためには、それにふさわしい行財政能力・権限と行政組織体制を確立することが不可欠となっております。

そのための最も効果的な手法として、行政コストを縮減し、住民サービスのための財源の効果的な確保と、効率的な行政組織体制の整備が可能となる合併が、大きなテーマとして取り上げられておるところでございます、各自治体においても、それぞれの立場で合併についての検討が真剣に行われておるところでございます。

このような中、このたび、国分寺町住民の強い熱意により、高松市と国分寺町との合併協議会が設置されたわけでございますが、私といたしましては、この協議会の場において、両市町の行財政状況を初め、各種制度や住民サービスの現況を踏まえながら、合併にかかわるさまざまな課題や問題点、対応策などについて広くオープンにする中で、住民として、合併についての適切な判断が行えるよう、両市町の将来展望と住民福祉向上の観点から、建設的な議論が行われることを強く期待するものでございます。

どうか、委員皆様方におかれましては、円滑な会議運営ができますよう、格別の御理解、御協力をお願い申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

事務局長 ありがとうございます。

続きまして、副会長であります福井国分寺町長よりごあいさつを申し上げます。

福井副会長 合併協議会の副会長を務めさせていただくことになりました国分寺町長の福井でございます。

本日は、高松市・国分寺町合併協議会の第1回会議を、私ども国分寺町で開催させていただきましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中を御出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、皆さんも御承知のとおり、合併特例法に基づきます住民発議により、当合併協議会の設置請求に対しての住民投票が行われ、昨年12月24日に高松市との合併協議会を設置をいたしたところであります。

当町は、既に、綾上町、綾南町と3町によります法定合併協議会を設立をいたしました。それと並立しての高松市との合併協議会で議論を重ねていくことになりました。

市町村合併は、住民の日常生活に大きくかかわる問題であります。と同時に、町や地域の将来に大きくかかわる問題でもあります。



地方自治体を取り巻く環境は、国・地方を通じた財源不足や少子・高齢化時代の到来によりまして、大変厳しい状況になっております。多様化する住民ニーズ、住民の生活スタイルに対応していくために合併という選択を余儀なくされておりますが、合併の枠組みに関しまして、行財政の効率化のみを考えれば、より広域な行政の連携が必要であること自体は否定できるものではありません。

しかしながら、地方分権の社会においては、住民と行政の協働・共助による地域づくりが必要絶対の条件となってまいります。このことを肝に銘じ、協議会の場において、住民負担の状況、住民サービスの水準、各種の諸制度、合併方式、合併期日、さらに、まちづくりに関する計画など、それぞれ議論をしながら、それぞれが持つ歴史と文化・伝統芸術や行事を大切に守り、発展させ、変化する地域間競争に優れた力を発揮できるよう、ふるさとづくりをできるように、地域の将来や自治体財政はどうなるのかなど、住民の皆さんとともに慎重に考えていくことが大切であります。

今後とも皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。

会議次第 3 委員等紹介

事務局長 それでは次に、会議次第の3「委員等紹介」に移ります。

お手元の「高松市・国分寺町合併協議会委員等名簿」に基づきまして御紹介をさせていただきます。

まず初めに、先ほどごあいさつを申し上げました本合併協議会会長であります高松市の増田昌三市長でございます。(自席での起立の上、会釈またはあいさつ。あいさつの発言は省略。以下同様)

同じく、先ほどごあいさつを申し上げました本合併協議会の副会長であります国分寺町の福井則史町長でございます。

次は、高松市の井竿辰夫助役でございます。

国分寺町の土井信幸助役でございます。

次は、議会の正・副議長に移りますが、高松市議会の山田徹郎議長でございます。

国分寺町議会の宮崎 直議長でございます。

高松市議会の菰渕将鷹副議長でございます。

国分寺町議会の川染 勉副議長でございます。

次に、市町の議会議員に移りますが、高松市議会の梶村 傳議員でございます。

同じく高松市議会の大浦澄子議員でございます。

同じく高松市議会の三笠輝彦議員でございます。

同じく高松市議会の森谷芳子議員でございます。

次は、国分寺町議会の末澤 進議員でございます。

同じく国分寺町議会の山下義男議員でございます。

同じく国分寺町議会の岡西定雄議員でございます。

同じく国分寺町議会の綾野忠雄議員でございます。

次に、学識経験者の紹介に移ります。

高松市の大捕宣英様でございます。

次は、高松市の千葉規美子様でございます。

同じく高松市の柘植敏秀様でございます。

次は、国分寺町の白井加寿志様でございます。

同じく国分寺町の大比賀郁夫様でございますが、本日は御欠席でございます。

国分寺町の池崎清子様でございます。

次に、合併協議会設置請求代表者の紹介に移ります。

国分寺町の松岡隆義様でございます。

以上、23名が本合併協議会の規約に基づく会長及び委員でございます。よろしくお願  
い申し上げます。

次に、その下に記載をしております監査委員でございますが、先般、増田会長の方から  
本合併協議会の規約に基づき、高松市の北原和夫代表監査委員及び国分寺町の藤本 稔代  
表監査委員のお二人を委嘱しておりますので、名簿記載により御紹介をさせていただきます  
す。

続きまして、この機会に、本合併協議会の事務局職員を紹介させていただきます。

先ほどごらんいただきました委員等名簿の裏に事務局職員名簿を掲載しておりますが、  
事務局次長の加藤昭彦でございます。

同じく事務局次長及び計画班長事務取扱の福井 隆でございます。

次に、総務班長と調整班を兼務しております清野賢治でございます。

総務班の森田大介でございます。

総務班と計画班を兼務しております林田競一でございます。

この席にはおりませんが、総務班の黒淵博美がでございます。

次に、調整班長の藤川幸彦でございます。

調整班の安西正門でございます。

計画班の山上龍二でございます。

本日の会議には出席をいたしておりませんが、その下の名簿に記載のとおり、池内 保から諏訪真史までの8名が調整班及び計画班を兼務いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

#### 会議次第4 議事

事務局長 それでは、これより会議次第の4「議事」に入るわけでございますが、ここで会議での発言要領についてお願いがございます。

協議会の会議につきましては、会議録を作成することとなりますので、御発言をされる場合には、まず、議長の許可を得た上で、まことに恐れ入りますが、お手元のマイクのスイッチ、緑色の部分を押していただき、お名前を先に申し出ていただいてから御発言をされますようお願いを申し上げます。

それでは、これから後の会議につきましては、本協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会長が議長に当たることとなっておりますので、増田会長をお願いをいたします。増田会長、よろしくお願いいたします。

#### 会議次第4 (1) 報告事項

議長(増田会長) それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会議次第の4、(1)の「報告事項」に移らせていただきます。

報告第1号及び報告第2号について、事務局から説明をいたします。

事務局次長(加藤) 事務局次長の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

報告第1号及び第2号について御説明をいたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会議資料の1ページをお開き願います。

まず、報告第1号「高松市・国分寺町合併協議会規約について」でございますが、規約の内容につきまして、その要点を説明させていただきます。

資料2ページをお開き願います。

まず、第1条でございますが、本協議会の設置の根拠について述べておまして、その根拠法といたしまして、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法である旨が記載をされております。

次に、第2条は協議会の名称でございます。通常、合併協議の対象となります市町の名称を列記することが一般的でありますことから、高松市・国分寺町合併協議会と称することといたしております。

次に、第3条は協議会の担任する事務について定めておまして、まず1点目といたしまして、1市1町の合併に関する協議、2点目として、合併特例法第5条の規定に基づく建設計画の作成、3点目といたしまして、前2号に掲げるもののほか、1市1町の合併に関し必要な事項を担任することといたしております。

次に、第4条は協議会の事務所についてでございますが、1市1町の長の協議により定めた場所に置くことといたしております。

このように、1市1町の長が協議して定めるという規定が全部で9カ所ございますが、これらの協議結果につきましては、次の報告第2号で、まとめて御説明をさせていただきます。

次に、第5条は組織でございますが、協議会は会長及び委員をもって組織すると定められております。

次に、第6条及び第7条の会長、副会長につきましては、1市1町の長の協議により選任することといたしております。

次に、3ページに参りまして、第8条は委員についての規定でございます。

まず、第1項第1号委員といたしまして、1市1町の長及び助役でございますが、複数の助役を置く場合にあつては、長が指名する助役1人といたしております。第2号委員として1市1町の議会の正・副議長、第3号委員は1市1町の議会の議員のうちからそれぞれの議会の選出した者、各市町4名以内となっております。

次に、第4号委員でございますが、1市1町のそれぞれの長が定めた学識経験を有する者で、各市町からそれぞれ3名以内となっております。

また、第2項におきまして、必要に応じて1市1町の長が協議して定めた者を委員として加えることができるといたしております。

次に、第9条の会議についてでございますが、会議は会長が招集すること、委員総数の3分の1以上の委員から会議の招集の請求があつたときは、会長はこれを招集しなければ

ならないこと、会議の開催場所及び日時は会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならないことを規定いたしております。

次に、第10条の会議の運営でございますが、第1項では、会議は委員の半数以上が出席しなければ成立しないこと、第2項では、会長は会議の議長となることを規定いたしております。

また、第3項におきまして、会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定めることとなっておりますが、後ほど議案第1号高松市・国分寺町合併協議会会議規程として本日お諮りすることといたしております。

次の第11条から4ページの第13条までは、本協議会におきまして御協議いただく前の調査、審議・調整等、諸準備を行うための機関として小委員会、幹事会並びに事務局に関する規定が定められております。

次の第14条は、本協議会に要する経費に関する規定でございますが、後ほど御説明させていただきます。

次の第15条は監査、第16条は財務に関する事項、第17条は報酬及び費用弁償に関する規定でございます。

次に、第18条は、協議会の解散の場合の措置について定めておきまして、第19条に補足といたしまして、この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定めることといたしております。

また、附則といたしまして、この規約は、1市1町の長が協議して定める日から施行することといたしております。

以上が報告第1号「高松市・国分寺町合併協議会規約について」でございます。

続きまして、報告第2号について御説明をいたします。

会議資料では6ページになります。6ページをお開き願います。

報告第2号「高松市・国分寺町合併協議会規約に関する協議書について」でございます。

この協議書につきましては、先ほどの規約の説明の中で申し上げましたように、「1市1町の長の協議により定める」と規定されております項目等につきまして、昨年12月24日に高松市長、国分寺町長の間で取り決め、調印をしたものでございます。

資料の7ページをごらんいただきます。

7ページの中ほどから下に、協議して定めた事項を記載いたしております。

まず、1では、合併協議会の事務所については、高松市に置くことといたしております。

次の2と3では、会長に高松市長、副会長に国分寺町長をそれぞれ選任することといたしております。

4の委員につきましては、規約の第8条第2項に規定する「必要に応じて1市1町の長が協議して定める委員」といたしまして、本合併協議会の設置請求代表者である松岡隆義氏を選任いたしております。

次に、8ページをお開き願います。

8ページの5は、事務局についてでございますが、後ほど御説明をいたします事務局規程を定めるとともに、事務局の職員については1市1町の長がそれぞれ命じた職員をもって充てることといたしております。

次に、6の協議会の経費でございますが、市町が負担すべき経費のうち、合併協議会の広報紙の発行及び配布費用につきましては、それぞれの市町が負担し、それを除いた金額を、1市1町で均等して負担をすることといたしております。

次に、7の財務に関する事項、8の報酬及び費用弁償につきましては、後ほど説明をいたします財務規程並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を、別途、定めております。

次に、9の規約の施行日につきましては、平成15年12月24日とし、この日をもって合併協議会が発足したところでございます。

そのほか、10の内容の変更から13の協議の失効につきましても、それぞれ記載のとおり定めております。

次に、会議資料10ページをお開き願います。

10ページは、協議書の別紙1「高松市・国分寺町合併協議会事務局規程」でございます。

第1条の趣旨にございますように、この規程は規約第13条第2項の規定に基づき、高松市長、国分寺町長が協議の上、ただいま説明いたしました協議書の中の別紙として、協議会の事務局に関しまして必要な事項を定めたものでございます。

第2条の所掌事務につきましては、協議会の会議、協議資料の作成、広報、庶務、その他協議会の運営に関し必要な事項を所掌することといたしております。

第3条、第4条は、組織及び事務分掌、職員等についての規定でございますが、事務局は総務班、調整班及び計画班の3つの班、3班体制とし、事務局長、事務局次長、その他の職員で構成することといたしております。

以下、第5条につきましては職員の職務、第6条は会長の決裁事項、第7条は事務局長の専決事項、第8条は代決に関する規定、第9条は文書の取扱規定、第10条は公印の取扱規定、次の12ページに参りますが、12ページの第11条は職員の服務、第12条は職員の給与等に関する規定でございます。

次の13ページの別表第1は事務局の各班の分掌事務を、次の14ページの別表の第2は協議会の公印について、また15ページと16ページにございます様式は、合併協議会の起案用紙の様式でございます。

以上が合併協議会の事務局規程でございます。

続きまして、17ページをごらんいただきます。

17ページの別紙2「高松市・国分寺町合併協議会財務規程」でございます。

この規程は、第1条の趣旨にございますように、規約第16条に基づき、協議書の別紙として、合併協議会の財務に関し必要な事項を定めたものでございます。

まず、第2条では歳入歳出予算について、第3条は予算の補正、第4条は歳入歳出予算の款、項及び目の区分について、第5条は出納及び現金の保管について、次の18ページに参りまして、18ページの第6条では協議会の出納員、第7条では予算の流用及び予備費の充当、第8条では決算等について、そして第9条では収入及び支出の手続をそれぞれ定めたものでございます。

以上が財務規程でございます。

続きまして、20ページをお開き願います。

20ページは別紙の3「高松市・国分寺町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」でございます。

この規程につきましては、規約の第17条第2項に基づきまして、協議書の別紙として、合併協議会の委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めたものでございます。

まず、第2条の報酬の額でございますが、規約第8条第1項第4号の学識経験を有する委員、第2項の委員、規約第15条第1項の監査委員に、記載されておりますように報酬を支給することといたしております。

次に、第3条の費用弁償の額でございますが、具体的には、委員である議員が会議等に出席したときは、記載のとおり費用弁償を支給することといたしております。

また、協議会の委員等が協議会の職務を行うため出張したときには、その費用弁償として、高松市の例により旅費を支給することといたしております。

なお、第4条では、報酬及び費用弁償の支給方法につきましては、高松市の例によることといたしております。

以上が委員等の報酬及び費用弁償に関する規程でございますが、以上申し上げましたこれらの3つの規程を含む協議書を高松市長、国分寺町長の間で、昨年12月24日に取り交わしたものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第1号及び報告第2号についての説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） 以上が報告事項でございました。

会議次第4 （2）議案事項

議長（増田会長） それでは、次に、会議次第の4、（2）の「議案事項」に移らせていただきます。

協議事項のうち、議案第1号から議案第3号までの3件につきましては関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第1号、第2号及び第3号について一括して説明をいたします。

会議資料の21ページをお開き願います。

会議資料21ページでございますが、まず、議案第1号「高松市・国分寺町合併協議会会議規程について」でございますが、高松市・国分寺町合併協議会の会議の運営に関しまして、必要な事項については、規約第10条第3項の規定で、会長が会議に諮り別に定めるとされておりますことから、この規定に基づきまして、本日、議案として提出するものでございます。

次の22ページをお開き願います。

22ページの会議規程のうち、まず、第2条の基本方針でございますが、第1項では、会議は公開とし、出席委員の過半数の賛同があるときは非公開とすることができること、第2項では、会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議に努めるものとするという基本方針を規定いたしております。

次の第3条は、議長、委員の責務について規定いたしております。

第4条の会議の開閉等につきましては、第1項で、会議の開閉は議長が宣告する旨、第2項で、会議における発言は議長の許可を得た後に行う旨を規定いたしております。



次の第5条は、会議の進行についての規定でございますが、第1項で「会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、大方の賛同をもって議事を進めるものとする」と規定いたしております。

この第1項の規定の趣旨でございますが、本合併協議会は議会と異なり、議決機関ではなく、意思集約を行う場でございますので、それぞれの合併協定項目などについて、協議会の会議の場で協議し、各委員の意思集約を行う中で、一定の方向性を導き出すことといたしております。したがって、それぞれの協議項目について、多数決で議事を進めていくということではなく、まずは全会一致が原則であるということでございます。

ただし、すべてこれで行きますと、効率的な議事進行が図れないケースもございますことから、議論を尽くしても、なお意見の一致を見ることが困難であると、そのような場合には大方の賛同をもって議事を進めることといたしたものでございます。

ここに言います「大方の賛同」でございますが、あくまで原則は全会一致でございますが、例えば3分の2とか4分の3とかという、そういった表記の仕方もございますが、この原則を崩すような形で記載することはどうかということで、香川県が作成いたしました合併事務ガイドブックの考え方、あるいは県内の他の合併協議会、また、他の先進地域の合併協議会の事例なども参考にいたしまして、この「大方の賛同」という表現としたものでございます。

次に、第5条の第2項でございますが、協議事項は、原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において提案し、説明をすることといたしております。これにつきましては、若干わかりにくうございますので、本日参考資料をつけております。参考資料に基づきまして詳しく説明をさせていただきたいと存じます。

資料24ページをごらんいただきたいと思います。次の24ページでございます。

24ページの参考といたしまして、「高松市・国分寺町合併協議会会議における意思決定等について」ということで、資料を掲載いたしております。

まず初めに、1の「合併協議会会議へ提出する案件の分類」でございますが、(1)から(3)でございますように、報告、議案、協議の3種類でございます。

まず、(1)の「報告」でございますが、報告と申しますのは、既に決定しており、協議会において共通認識を要する事項や規約、規程等により会長が定めた事項などについて、協議会に説明をし、委員の皆様にご共有いただくもので、協議会としての意思決定を必要としないものでございます。例えば、先ほど御報告いたしました協議会の規約、

また、規約に関する協議書のほか、事務局規程など規約や規程等により会長が定めたもの、また、合併協議会だよりの発行やホームページの開設などの事務局からの報告が、これに該当をいたします。

協議会へ提出する際の番号の表記でございますが、枠囲みしておりますように、報告第何号という表記をするものでございます。これが「報告」でございます。

次に、(2)の「議案」でございますが、議案は規約、規程において会議に諮ることとされている事項などで、協議会で議決、決定をする必要のあるもので、協議会としての意思決定を必要とするものでございます。例えば、本日、議案として提案しております会議規程や会議傍聴規程など、規約、規程の定めにより協議会で決定すべきもの、また、事業計画や予算、合併協定項目の設定や合併協定項目の協議方針など、協議会として決定する必要があるものがこれに該当をいたします。協議会の提出方法でございますが、枠囲みしておりますように、議案第何号という形で提出をいたします。

続きまして、(3)の「協議」でございますが、協議は、合併協議会本来の最も重要な協議案件となります合併協定項目に該当する事項ございまして、協議会として確認を要するもの、意思集約を要する案件でございます。これが、会議規程第5条第2項に規定する協議事項ございまして、例えば、本日協議第1号として、後ほど協議を予定いたしております合併の方式を初め、合併の期日や新市の名称などの合併協定項目に関する事項などで、最終的に意思決定するのは、両市町の議会など、協議会以外の機関が決定する案件であるという点が、議案と異なるところでございまして、協議会におきましては「確認」という形で意思の集約を行うこととなります。協議会へは、枠囲みしておりますように、協議第何号という形で提案をいたします。

次に、2の「議案及び協議に係る意思決定等の基本的な流れ」でございますが、議案及び協議に係る意思決定等の流れを図で表示いたしております。

まず、(1)の「議案」は、原則として、提案した会議で説明し、質疑、協議を行った後、決定するものでございます。

次に、(2)の「協議」、第5条第2項に規定する協議でございますが、協議につきましては、原則として、第1回目では案件の説明及び提案された案件の趣旨、内容等についての質疑・協議を行い、その後、各委員の検討期間を設け、提案された次の回、次回、第2回目の会議で質疑・協議を行った上で意思集約を図り、確認をするというものでございます。

なお、第2回の会議でも意思集約ができず、継続協議となる場合も想定されます。また、欄外に印で記載しておりますように、協議会で合意が得られたときには、提案した会議において、即、意思集約、確認するという例外的な取り扱いをする場合もございます。

以上が参考資料の説明でございます。

恐れ入りますが、元の22ページにお戻りを願います。

会議規程でございますが、22ページの第6条でございます。

第6条は、傍聴でございますして、会議は傍聴することができること、また、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める旨を規定いたしております。

次に、第7条の会議録でございますが、第1項では、議長が会議録を調製すること、第2項で、会議録は議長が指名する2人の委員が署名する旨、規定いたしております。

次に、第8条の会議録等の公開でございます。第1項におきまして、会議録及び会議に提出された文書は原則として公開すること、第2項で文書の公開の方法につきましては、議長が定める方法により行う旨を規定いたしております。

次の第9条は規律、第10条は関係者の出席、第11条は関係者の出席を求めた場合の費用弁償について規定いたしております。

なお、附則につきましては、施行期日について規定をいたしておりますして、本案について御承認していただければ、本日付けで施行することといたしております。

以上、議案第1号「高松市・国分寺町合併協議会会議規程について」の説明を終わります。

続きまして、議案第2号について御説明をいたします。

会議資料の25ページをお開き願います。

25ページ、議案第2号「高松市・国分寺町合併協議会会議傍聴規程について」でございますが、合併協議会の会議の傍聴に関しまして必要な事項を定めるため、ただいま御説明いたしました会議規程第6条第2項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

次の26ページをごらんいただきます。

26ページには、傍聴規程がございますが、まず、第2条の傍聴席の区分等でございますが、傍聴席は一般席及び報道関係者席に区分すること、一般傍聴席の定員は50人以内とし、議長が必要と認めるときはこれを制限することができる旨、規定いたしております。

次に、第3条は、傍聴の手続について規定いたしておりますして、傍聴希望者は傍聴受付

票に氏名等を記入の上、傍聴証の交付を受けるものといたしております。

また、傍聴証については、受付順に交付をすることといたしております。

次に、第4条は、傍聴を終えて退場する際の傍聴証の返還について、第5条につきましては会議を妨害するおそれ、その他の理由により、傍聴席に入ることができない者について規定いたしております。

次に、27ページをごらんいただきます。

第6条の傍聴人の守るべき事項につきましては、傍聴人が傍聴席において守るべき事項について、第1号から第8号までを列挙いたしております。

次に、第7条、写真、映画等の撮影及び録音等の禁止でございますが、あらかじめ議長の許可を受けた場合を除き、傍聴人が写真、映画等の撮影及び録音等はしてはならない旨を規定いたしております。

次の第8条につきましては、傍聴人が職員の指示に従わなければならない旨、規定いたしております。

次に、第9条、傍聴人の退場でございますが、出席委員の過半数の賛同により会議を非公開とする決定があった場合には、傍聴人は速やかに退場しなければならない旨を規定いたしております。

第10条は、傍聴人がこの規程に違反した場合に、議長が講ずる措置について規定いたしております。

28ページの附則につきましては、施行期日について規定いたしております。本条について御承認をいただければ、本日付けで施行いたすことといたしております。

なお、28ページには第3条に規定する傍聴受付票の様式、29ページには傍聴証の様式を記載いたしております。

以上が議案第2号会議傍聴規程についての説明でございます。

続きまして、30ページをお開き願います。

30ページ、議案第3号「高松市・国分寺町合併協議会会議録等閲覧規程について」でございますが、高松市・国分寺町合併協議会の会議の会議録及び会議に提出された文書の閲覧の方法に関して必要な事項を定めるため、会議規程第8条第2項の規定によりまして、議案として提出するものでございます。

31ページをごらんいただきます。

まず、規程第2条の閲覧請求者でございますが、何人も会議録等の閲覧を請求できるも

のといたしております。

次に、第3条、閲覧に供する会議録等でございますが、第1項で閲覧に供する会議録等の内容を、第2項では個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項など、閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部または一部については、閲覧に供しない旨、規定いたしております。

次に、第4条でございますが、第4条は閲覧の請求、第5条は閲覧の場所及び時間について規定いたしております、協議会の事務局及び高松市、国分寺町の所定の場所で閲覧できることといたしております。

次に、第6条は遵守事項について、第7条は閲覧の中止及び禁止について規定をいたしております。

なお、附則につきましては、先ほどと同様でございますが、本案について御承認いただければ本日付けで施行することといたしております。

なお、次の33ページには、会議録等閲覧請求書の様式を記載しております。

以上が会議録等閲覧規程でございます。

以上、簡単でございますが、議案第1号から議案第3号までの説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第1号から議案第3号までの3件につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

何かございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは議案第1号から議案第3号までの3件を一括してお諮りいたします。

議案第1号から議案第3号までの3件、いずれも原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。ただいま会議規程を御承認いただきましたので、会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、山田徹郎高松市議会議長さんと宮崎 直国分寺町議会議長さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第4号及び議案第5号につきましては関連がございますので、一括議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第4号及び議案第5号について御説明をいたします。

会議資料の34ページをお開き願います。

34ページ、議案第4号「高松市・国分寺町合併協議会幹事会規程について」でございますが、協議会の幹事会の組織及び運営に関し必要な事項については、規約第12条第2項の規定により、会長が会議に諮り別に定めると規定されておりますことから、この規定に基づき議案として提出するものでございます。

次の35ページをごらんください。

まず、規程第2条の所掌事務でございますが、協議会の会長の指示を受け、協議会に提案する事項について協議し、調整するほか、両市町の合併に必要な事項について、協議・調整することといたしております。

次に、第3条の組織及び第4条の幹事でございますが、幹事につきましては、次の36ページの別表をごらんいただきたいと思いますが、36ページの別表にございますように、両市町の助役など、それぞれ4名をもって充てることといたしております。高松市は助役2人でございますが、それぞれ4名をもって充てることといたしております。

元の35ページにお戻り願います。

次の第5条でございますが、第5条では、幹事の互選により、幹事長及び副幹事長を置くことといたしております。

次に、第6条の会議でございますが、幹事長が必要に応じて開催し、幹事長が会議の議長となることといたしております。

次に、第7条の部会でございますが、幹事会に部会を置き、実務的な協議又は検討を行うことといたしております。

なお、詳細は、次の幹事会部会規程の中で御説明をさせていただきます。

次に、第8条の関係者の出席でございますが、幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができることといたしております。

続きまして、36ページでございます。

36ページの第9条は、会議の協議・調整の経過、結果についての会長への報告、第1

0条は、幹事会の庶務についての規定でございます。

なお、附則につきましては、施行期日について規定いたしております。本案について御承認いただければ、本日付けで施行することといたしております。

以上が幹事会規程でございます。

続きまして、37ページをごらんいただきます。

37ページは、議案第5号「高松市・国分寺町合併協議会幹事会部会規程について」でございます。

幹事会の部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、幹事会規程第7条の規定によりまして、議案として提出するものでございます。

次の38ページをお開き願います。

幹事会部会規程の第2条の部会の所掌事務でございますが、部会は、幹事会の幹事長の指示を受け、両市町の合併に関する協議など、規約第3条に掲げる事項について実務的に協議、調整することといたしております。

次に、第3条の組織でございますが、組織につきましては、40ページをごらんいただきたいと存じます。次の次になりますが、40ページをお開き願いたいと存じます。

別表がございますが、この部会につきましては、別表に記載しておりますように、総務部会など全部で17の部会を設置するものといたしまして、委員には、表の中に記載しておりますように、高松市、国分寺町、両市町の職員をもって充てることといたしております。

再び38ページにお戻り願いたいと存じます。38ページの第4条でございます。

第4条は、部会長の職務についての規定でございます。

次の第5条は、会議は、事務局長の要請により、または、部会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となること、また、関係する部会と合同の会議を開催することができることなどを規定いたしております。

次に、第6条の報告でございますが、部会長は、会議の協議の概要及び結果について、幹事会に報告することといたしております。

次の39ページ、第7条は、庶務の規定ございまして、部会の庶務は、部会長の属する市町の担当の部門が処理することといたしております。

なお、附則につきましては、施行期日について規定いたしております。本案について御承認いただければ本日付けで施行することといたしております。

以上が幹事会部会規程でございます。

以上、簡単でございますが、議案第4号及び議案第5号についての説明を終わります。  
どうぞよろしく願いいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました議案第4号及び議案第5号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特段御意見もございませんので、議案第4号及び議案第5号を一括してお諮りいたします。

議案第4号及び議案第5号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ありがとうございます。御異議ございませんので、議案第4号及び議案第5号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第6号及び議案第7号につきましては、関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長(加藤) それでは、議案第6号及び議案第7号について御説明をいたします。

会議資料の43ページをお開き願います。

まず、議案第6号「平成15年度高松市・国分寺町合併協議会事業計画について」でございますが、次の44ページに事業の内容を記載しております。44ページをごらんいただきたいと存じます。

平成15年度におきましては、合併に関する協議を行うとともに、住民の皆様方の理解をより一層深めていただくための情報提供に努めるなど、以下の事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

まず第1に、合併協議会だよりの発行、ホームページの開設による情報の提供でございまして、合併協議会だよりのホームページによりまして、合併協議会での協議の内容、会議録、合併関係資料などをできるだけわかりやすい形で情報提供してまいりたいと存じます。



2点目は、合併協定項目の協議でございます。3点目の行政制度・事務事業の現況調査を踏まえまして、合併協定項目について協議を行うものでございます。

3点目は、行政制度・事務事業現況調査の実施でございます。合併協定項目の協議を行うためには、両市町の行政制度等の調整が必要となってまいりますので、そのための基礎資料といたしまして、行政制度・事務事業の現況調査を行うものでございます。

4点目は、建設計画の検討でございます。建設計画と申しますのは、合併する市町のマスタープランとして、ソフト・ハード両面の施策を総合的かつ効果的に推進するために、合併市町の建設の基本方針や実施する事業等を定めたものでございますが、本年度は、その作成に向けた検討を進めてまいりますものでございます。

5点目は、協議会、幹事会、部会等の開催でございます。協議会のほか、その下部組織でございます幹事会、部会等を適時開催し、合併に関する協議、調整、調査研究などを行うものでございます。

6点目は、合併協議会等先進地の情報収集及び調査研究でございます。合併協議に当たりましては、先進地域の事例、情報等は大いに参考になりますことから、積極的な情報収集、調査研究を行うものでございます。

7点目といたしまして、その他必要な合併に関する調査・研究でございます。合併に関して必要な調査・研究を、適宜、実施してまいりますものでございます。

以上が平成15年度の事業計画でございます。

続きまして、45ページをごらんいただきます。

45ページには、参考資料といたしまして、現段階で想定されます今後のスケジュールを添付いたしております。

合併協議会におきましては、今後、行政制度等の現況調査並びに調整を行う中で、建設計画の作成のほか、後ほど議案第8号として御協議いただく合併協定項目についての協議を行うこととなります。その後は、合併協定書の調印など、今後想定されるスケジュールをそこに記載しております。

なお、下の欄外に印で記載しておりますが、本協議会は、住民発議に基づき設置された合併協議会でございますので、その設置の日、昨年12月24日から6カ月以内に建設計画の作成や合併に関する協議の状況を、協議会設置請求代表者に通知するとともに、これを公表しなければならないということになっております。

以上が今後の協議スケジュールでございます。

続きまして、46ページをお開き願います。

46ページ、議案第7号「平成15年度高松市・国分寺町合併協議会歳入歳出予算について」御説明をいたします。

次の47ページをごらんいただきます。

47ページ、平成15年度の合併協議会の予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ750万1,000円と定めるものでございます。

なお、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、次の48ページの第1表歳入歳出予算のとおりでございます。

次の第2条の歳出予算の流用についてでございますが、平成15年度中の当協議会の歳出予算の支出に当たりまして、予算額に不足を生じた場合には、款相互の金額は、必要に応じて流用することができるかとさせていただいておりますが、弾力的な運用について御了承を賜りたいと存じます。

それでは、歳入歳出予算の内訳について御説明をいたします。

資料の49ページをお開き願います。

49ページ、まず、歳入の1、負担金でございますが、市町負担金といたしまして375万円を計上いたしております。説明欄にございますように、両市町の負担金の額は、先ほど御説明いたしました経費負担の考え方に基きまして、高松市が235万9,000円、国分寺町が139万1,000円となっております。

次に、県支出金でございますが、県補助金として375万円を見込み、計上いたしております。この県補助金は、補助率が2分の1で、原則として2年間で3,000万円を上限として交付をされますが、本年度は、歳出予算総額の2分の1、375万円を計上いたしております。

次の諸収入につきましては、預金利子として1,000円を見込み、計上させていただいております。

以上が歳入予算の内訳でございます。

続きまして、50ページをお開き願います。

次に、歳出予算の内訳について御説明をいたします。

まず、運営費のうち、会議費51万円でございますが、内訳は、協議会委員等の報酬、費用弁償、会議録作成の委託料、会議室使用料、放送録音機器借上料などがございます。

次に、事務費163万8,000円でございますが、これは協議会事務局の臨時職員の

経費、消耗品費、通信運搬費、備品購入費などでございます。

次に、51ページの事業費のうち、事業推進費でございますが、534万3,000円を計上いたしております。その内訳といたしましては、合併協議会だよりの発行に伴う経費、建設計画作成等の委託料、ホームページ開設・管理の委託料、県からの職員派遣に伴う負担金等でございます。

なお、予備費といたしまして、1万円を計上いたしております。

以上が歳出予算の内訳でございます。歳入歳出予算の総額は750万1,000円となるものでございます。

以上、簡単でございますが、平成15年度合併協議会歳入歳出予算の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました議案第6号及び議案第7号につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

どうぞ。お名前からお願いします。

末澤委員 末澤 進でございます。

ただいま御説明いただきました50ページ、歳出の部分で、私たち議会の方、ただいま出席しておる6名の議員ですが、この者は、全員で報酬を受けないということに決めております。その点を、質問ではございませんが、申し出て、その上、お取り計らいをいただきますようお願い申し上げます。

終わります。

議長(増田会長) 費用弁償につきましては、先ほども御説明申し上げましたが、報告でも申し上げたとおり、昨年12月24日付けの協議書に基づいて予算を計上いたしましたものでございますので、その点御理解いただきたいと存じます。

末澤委員 議長。一応そういうことは十分承知いたしておりますけれども、議長さんの方でこの点についてお取り計らいをいただきたいと存じますので、重ねてお願い申し上げます。

議長(増田会長) 報酬というのは費用弁償ですか。

末澤委員 費用弁償です。はい、ごめんなさい、言葉足りません……

議長(増田会長) その点については、それじゃ後ほど、別途、幹事会等で御協議いただいたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

そういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にほかはないようでございますので、それでは議案第6号及び議案第7号を一括してお諮りいたします。

議案第6号及び議案第7号は、いずれも原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ございませんので、議案第6号及び議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号及び議案第9号の2件につきましても関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第8号及び議案第9号について御説明をいたします。

会議資料の52ページをお開き願います。

まず初めに、議案第8号「合併協定項目について」御説明をいたします。

本合併協議会では、合併に関する協議、建設計画の作成等を行うこととなっておりますが、合併協議の根幹にかかわる事項につきまして、合併協定項目として本協議会で協議をいたします。

次の53ページには、協議の対象となる事項を、性質別に分類した合併協定項目を記載しておりますが、この大分類の1の「基本的な協議事項」が、1の「合併の方式」から5の「財産の取扱い」までの5項目、大分類2の「合併特例法に定める協議事項」が、6の「地域審議会の取扱い」から10の「一般職の職員の身分の取扱い」までの5項目、大分類3の「その他の協議事項」が、11の「町名・字名の取扱い」から24の「各種事務事業の取扱い」までの14項目、及び次の54ページの最後でございます大分類4でございますが「建設計画に係る協議事項」と、以上、大きく4つに分けております。

なお、それぞれの合併協定項目に1番から25番までの番号が、また24の「各種事務事業の取扱い」につきましては、さらに24の1番から24の23番までの番号が付されておりますが、これは協定項目番号でございまして、それぞれの協定項目に固有の番号で

ございます。各合併協定項目の内容につきましては、次の55ページ以降にその内容を記載しております。

まず、55ページをごらんいただきます。

まず、「1 基本的な協議事項」のうちの1番、「合併の方式」でございますが、合併の方式につきましては、新設合併とするか編入合併とするかを協議するものでございます。このどちらの方式を採用かによりまして、市の名称、特別職の職員、議会の議員、農業委員、条例・規則等の取り扱いが違って来る最も基本的な事項でございます。

2の「合併の期日」につきましては、合併の手續に要する期間や住民のサービスが滞りなく行えるよう、議会の議決など、法的な手續や合併準備作業に要する期間も考慮して、合併の期日を定める必要がございます。また、現在の合併特例法の適用を受けようとするためには、平成17年3月31日までが期限となります。

次の3の「新市の名称」につきましては、新設合併の場合には、両市町が廃止されるため、新市の名称を定める必要があり、編入合併の場合には、通常は、編入する市町の名称といたします。

4の「新市の事務所の位置」につきましては、新設合併の場合には、新たに定めることとなり、編入合併では、通常は、編入する市町の事務所の位置となります。

次に、5の「財産の取扱い」につきましては、両市町が保有する土地、建物、債権、債務などすべて新市が引き継ぐこととし、公の施設につきましても、合併後の市の公の施設として設置していくというのが原則でございます。また、財産区の取り扱いについても、この項目で協議するものでございます。

次の分類2は、「合併特例法に定める協議事項」でございます。

6の「地域審議会の取扱い」につきましては、合併前の市町の区域を単位として設けられ、新市の施策に対してその長から諮問を受け、または必要に応じて意見を述べる事ができる地域審議会を設置するかどうか、また、設置する場合には、これを組織する構成員の定数、任期などの組織や運営に関する事項を協議するものでございます。なお、地域審議会につきましては、両市町の協議により定められた一定の期間に限って設置できることとなっております。

次に、7の「議会の議員の定数及び任期の取扱い」につきましては、合併後の議会議員の定数や在任期間に係る特例措置の取り扱いについて協議するものでございます。

8の「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」につきましても、議会議員と同様に、

合併後の農業委員の定数や在任期間に係る特例措置の取り扱いについて協議をするもの  
でございます。

9の「地方税の取扱い」につきましては、両市町で税目あるいは税率に著しい不均衡が  
あり、合併後、直ちに合併後の市の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって  
住民負担の均衡を欠くと、そのように認められる場合には、合併特例法では、合併が行わ  
れた日の属する年度及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税を行うことが認められ  
ておりますが、この不均一の課税をするかどうか、また、課税をする場合の税目や実施時  
期等について協議をするものでございます。

次に、10の「一般職の職員の身分の取扱い」につきましては、一般職の職員が引き続  
きその身分を保有するように措置をするとともに、職員の任用制度、給与その他の勤務条  
件の適用について、均衡を図るように協議をするものでございます。

続きまして、56ページをお開き願います。

分類3、「その他の協議事項」でございます。

11の「町名・字名の取扱い」につきましては、町名・字名は、地域の歴史や文化によ  
り、住民の愛着がございますことから、両市町の意向を尊重して協議をしていくというこ  
とになります。

次に、12の「慣行の取扱い」につきましては、両市町がそれぞれ定めております市町  
の章、都市宣言、憲章、市町の花・木などの慣行につきまして、その取り扱いを協議する  
ものでございます。

13の「事務組織及び機構の取扱い」につきましては、合併後の円滑な行政執行のため  
の措置を講ずるとともに、機構改革についても協議をするものでございます。また、支所、  
出張所を設ける場合には、位置や名称、所管区域を条例で定める必要がございます。

次の14でございます。「条例・規則等の取扱い」につきましては、新設合併の場合には、  
両市町の法人格が消滅するため、条例・規則はすべて失効いたしますので、新市において、  
条例・規則等を新たに制定する必要がございます。編入合併の場合には、編入される市町  
の条例・規則は原則として失効し、基本的には編入する市町の条例・規則が適用されます。

15の「特別職の職員の身分の取扱い」につきましては、新設合併の場合には、特別職  
の職員は全員身分を失い、編入合併の場合は、編入される市町の特別職は身分を失うこと  
となります。このような特別職の職員の措置について協議をするものでございます。

次に、16の「一部事務組合等の取扱い」につきましては、両市町が構成団体となって

おります一部事務組合について、合併後に、構成団体に変動が生じますことから、その取り扱いについて協議するものでございます。また、公社、第三セクター及び公益法人等の外郭団体についても、その取り扱いについて、ここで協議するものでございます。

17の「附属機関等の取扱い」につきましては、両市町が設置いたしております審議会、懇談会、協議会などの附属機関等の取り扱いについて協議するものでございます。

18の「公共的団体等の取扱い」につきましては、農業関係団体、商工業関係団体、文化団体、体育団体、厚生福祉関係団体等の公共的団体等につきまして、合併に際し、合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされておりますことから、その取り扱いについて、ここで協議をするものでございます。

次の19の「消防団の取扱い」につきましては、その組織のあり方について協議するものでございます。

20の「使用料・手数料等の取扱い」につきましては、両市町間で、同一目的の施設の使用料や各種の証明手数料など、同一種類の事務の手数料が異なっている場合に、合併に際して、あらかじめ調整する必要がございますことから、その取り扱いについて協議するものでございます。

続きまして、57ページをごらんいただきます。21、「各種団体への補助金・交付金等の取扱い」でございますが、両市町が交付しております各種団体への補助金・交付金等について、その内容を整理し、従来からの経緯や実情等を踏まえながら、その必要性を検討するとともに、交付先や交付基準等の調整を行うものでございます。

22の「国民健康保険事業の取扱い」につきましては、市町が保険者となって運営しており、国民健康保険の賦課方式や保険料の率が、両市町で異なっておりますことから、合併に際して、一元化を図るため協議をするものでございます。

23の「介護保険事業の取扱い」につきましては、22の「国民健康保険事業の取扱い」と同様に、市町が保険者となって運営しており、介護保険料等が両市町で異なりますことから、合併に際して、その一元化を図るため協議するものでございます。

次の24の「各種事務事業の取扱い」でございますが、さらに23に分類をいたしております。この「各種事務事業の取扱い」につきましては、ただいま御説明いたしました23項目のほか、都市提携や電算システム事業を初め、両市町で実施しておりますあらゆる分野の住民負担や行政サービスに係る各種の事務事業について調整を行う必要がございます。

すことから、57ページの中ほどにございます24の1の「都市提携」から、次の次にあります59ページの24の23の「その他の事業」まで、そこに記載されておりますような項目を合併協定項目として設定し、協議を行うものでございますが、本日は、時間の関係もでございますことから、個々の事業の事項の説明は省略させていただきます。恐れ入りますが、後ほどごらんいただければと存じます。

次に、59ページに参ります。

一番最後でございますが、大項目の4でございます、「建設計画に係る協議事項」でございますが、合併特例法に基づき、新市の建設の基本方針、建設の根幹となるべき事業に関する事項、あるいは公共的施設の統合整備に関する事項、財政計画等に係る計画を策定するため、この協議を行うものでございます。

以上、御説明をいたしました合併協定項目について、今後、協議を進めていこうとするものでございます。

以上が議案第8号「合併協定項目について」の説明でございます。

続きまして、60ページをお開き願いたいと存じます。

議案第9号について御説明をいたします。議案第9号「合併協定項目の協議方針について」でございますが、ただいま御説明いたしました合併協定項目のその協議方針を定めるものでございます。

次の61ページをごらんいただきます。

合併協定項目の協議方針につきましては、合併協定項目をどのような考えをもとに協議するかという基本原則を定めたものでございます。

まず、1の「基本的な考え方」といたしまして、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と、新たなまちづくりを進める視点から効果的な統合・調整を行うこととするものでございます。

次の2は、「基本原則」でございます。

まず、1番目の原則は、「一体性確保の原則」でございます。合併後、住民生活に支障が生じることがなく、速やかな一体性の確保を図ることができるよう協議を行うものでございます。

2番目は、「住民福祉向上の原則」でございます。住民が合併のメリットを感じられるよう、住民サービス及び住民福祉の向上に努めることを基本として、協議を行うものでございます。3番目は、「負担公平の原則」でございます。住民負担や行政サービスの格差があ



る場合には、負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めることを基本として協議を行うものでございます。なお、合併後にサービス、負担の急激な変化に対する緩和対策等につきましても、十分な配慮をし、調整をするものでございます。

4番目は、「健全な財政運営の原則」でございます。合併後の健全な財政運営に資することに配慮し、協議を行うものでございます。

5番目は、「行政改革推進の原則」でございます。行政改革推進の視点から、各種の事務事業が効率的、効果的に実施されるよう見直ししていくことを基本として、協議を行うものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第8号及び議案第9号についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第8号及び議案第9号につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは議案第8号及び議案第9号を一括してお諮りいたします。

議案第8号及び議案第9号につきましては、いずれも原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、議案第8号及び議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

会議次第4 （3）協議事項

議長（増田会長） 次に、会議次第4、（3）協議事項に移らせていただきます。

なお、協議事項につきましては、先ほど会議規程についての説明の際にも申し上げましたとおり、会議規程第5条第2項の規定に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明などを行い、次回の第2回会議において、改めて質疑及び協議を行った上で、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、協議第1号「合併の方式（協定項目第1号）」についてを議題といたします。事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第1号「合併の方式（協定項目第1号）」について、

御説明をいたします。

会議資料の62ページをお開き願います。

62ページでございますが、ここには、協議第1号と表記いたしておりますが、先ほど御説明いたしましたとおり、この合併協定項目につきましては、協議会で意思集約を図られた、協議が調ったものを、決定ということではなくて、確認するという取り扱いをするものでございます。

また、次の63ページの中ほど、2つの案の枠のすぐ下側に、平成何年何月何日確認という記載がございますが、ただいま申し上げましたように、それぞれの協定項目について、協議が調った日を記入するものでございます。

なお、協定項目の後ろに括弧書きで記載をいたしております、協定項目番号、今回ですと、合併の方式、協定項目第1号の、この第1号は、この合併協定項目に固有の番号でございます、今後協議を進めていく中で、最後まで変わるものではございません。

それでは、協議第1号について御説明をいたします。

合併の方式につきましては、今後の合併協議の最も基本となる項目でございます、これによりまして各種の行政制度、事務事業の調整方針や、新市の建設計画の作成方針などが決まるほか、多くの合併協定項目の協議に移ることができる基本的な項目でございます。

提案内容を説明させていただく前に、新設合併と編入合併について、先進地域の事例を含め、簡単に御説明させていただきます。

資料の64ページをお開き願います。

64ページには、「新設合併と編入合併の比較」という資料を付けております。この新設合併と編入合併の比較でございますが、本日は、先ほど申し上げました合併協定項目についての説明と重複する項目は、説明を省略させていただき、その概要を簡単に説明させていただきます。

この新設合併と編入合併の大きな相違点は、欄の2番目でございます「法人格」でございます。

新設合併の場合は、合併関係市町、高松市と国分寺町の法人格が消滅するのに対しまして、編入合併の場合には、編入する市町の法人格は継続し、編入される市町の法人格が消滅をいたします。この法人格の消滅によりまして、市町の長、議会の議員、農業委員会の委員、特別職の職員は失職いたしますほか、条例や規則が失効するということになりますので、この方式の決定は、今後の合併協議にも大きく影響するものでございます。

合併特例法におきましては、それに関する特例を定めておきまして、まず、「議会の議員の定数、任期」でございますが、その表でございますように、地方自治法による原則と、合併特例法による特例措置で、その取り扱いに違いがございます。この表の中では、上段、上の段に原則、下の段に特例を記載いたしております。

まず、原則でございますが、新設合併の場合には、議員はすべて失職し、50日以内に合併市町村の法定定数による設置選挙を行うことになります。

一方、編入合併の場合には、編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議員は失職をいたします。なお、合併によりまして議員定数が増加する場合には、増員選挙を行うことになります。

次に、合併特例法の特例措置を適用する場合がございますが、新設合併で特例を採用する場合には、次のいずれかによることができます。

まず、でございますが、いわゆる「定数特例」を採用する場合がございます。設置選挙におきまして、新設合併の特例定数、自治法に定める法定数の2倍の範囲内の定数でございますが、この特例定数で、合併後50日以内に設置選挙を行うことになります。

次の は、いわゆる「在任特例」を採用する場合がございますが、合併関係市町村の議員全員が、合併後2年を超えない範囲内で在任する、引き続き在職すると、そういうことができることとなっております。

次に、編入合併で特例を採用する場合には、次のいずれかになります。

まず、 は定数特例を採用する場合がございますが、編入される市町村ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに人口に応じた定数を増加配分し、増員選挙を行うことになります。この場合の議員の任期は、編入する市町村の議員の残任期間となります。さらに、これに続く一般選挙においても、この定数特例をとることができます。

次の は在任特例でございますが、編入される市町村の議会の議員は、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任することができます。また、この場合に、さらに最初の一般選挙におきまして、編入合併の特例定数を採用することができます。

以上が議会の議員の定数と任期の取り扱いでございます。

次に、「農業委員会の委員の任期等」も、原則と合併特例法の特例でその取り扱いに違いがございます。

まず、新設合併の場合でございますが、原則では、委員はすべて失職をいたします。特例を採用いたしますと、10人から80人までの範囲で定めた数で、合併後1年を超えな

い範囲で在任をすることができます。

編入合併の場合には、原則では、編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員はすべて失職をいたします。特例を採用いたしますと、編入される市町村の委員は、編入する市町村の委員定数プラス40人を超えない範囲で、編入する市町村の委員の残任期間、在任することができます。

また、「建設計画作成」におけるその対象区域も、新設合併の場合には、新市の全域が対象となりますが、編入合併の場合には、少なくとも、編入される市町の区域に係る計画を作成する必要があるというふうにされております。

このように、合併の方式につきましては、今後、合併協定項目に関する協議を行うに当たりまして、合併特例法の適用を初め、その取り扱う内容が異なっております最も基本となる事項、項目でございます。

次に、65ページをごらんいただきます。

65ページには、その参考資料といたしまして、これまでに合併をいたしました市町村のうち、左側の新設合併につきましては、上から、福岡県宗像市、静岡市、山口県周南市、長野県千曲市、長崎県五島市、また、右側の編入合併につきましては、新潟市、つくば市、福山市、呉市、新居浜市の、それぞれ5つの先進地域の事例を紹介いたしております。資料の中には、新市の名称のほか、合併の関係市町村、人口、面積、合併の期日を記載いたしております。なお、人口につきましては、平成12年の国勢調査のデータでございます。

以上が先進地域の事例でございます。

恐れ入りますが、会議資料63ページにお戻りを願います。

63ページでございます。この合併の方式につきましては、事前に両市町で協議をいたしました結果、そこに記載しておりますとおり、新設合併と編入合併の両案を提案させていただき、御協議いただくこととしたものでございます。

それでは、まず案1についてでございますが、案1は、枠の中に記載しておりますように、「高松市及び綾歌郡国分寺町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする」と、新設合併の方式を提案するものでございます。

次に、合併の方式についての案2でございますが、枠の中に記載しておりますとおり、「綾歌郡国分寺町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする」と、編入合併の方式を提案するものでございます。

以上が協議第1号「合併の方式（協定項目第1号）」の説明でございます。ど

うぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第1号につきましては、先ほど申し上げましたように、次回の会議において改めて協議を行うこととなりますが、案件の趣旨や内容等について御質問等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは、協議第1号につきましては、会議規程の定めによりまして、次回の第2回会議において改めて質疑及び協議を行い、意見集約を諮りたいと存じます。

会議次第5 その他（1）市町村の合併の特例に関する法律の概要等について

議長（増田会長） 次に、会議次第5、「その他」でございますが、まず（1）の「市町村の合併の特例に関する法律の概要等について」、事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、「市町村の合併の特例に関する法律等の概要等について」、説明させていただきます。

本日お配りしております資料の別とじになりますが、後ろにつけております参考資料をごらんいただきたいと存じます。別とじの参考資料をごらんいただきたいと存じます。

参考資料の表紙がございます、その表紙の裏側に目次がございます。

まず、目次をごらんいただきたいと存じますが、参考資料の目次として、資料1から資料4まで記載しておりますが、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法の概要や市町合併の手の概要、両市町の主なデータ等を、本日、参考資料として配付させていただきました。

詳細につきましては、今後の合併協議の中で、その都度、説明させていただくこととなりますので、本日はその要点を説明させていただきます。

資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。

参考資料の1ページでございます。

資料1「市町村の合併の特例に関する法律」いわゆる合併特例法の概要でございますが、まず1は、その「趣旨」を記載しております。

次に、2の「合併協議会」についてでございますが、合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置すると規定されております。

また、合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任することとし、このほか、委員については、住民発議の請求代表者又は同一請求代表者を加えることができることとなっております。

次に、3の「住民発議制度」でございますが、合併問題について、住民の意向を反映させるため、平成7年の合併特例法の改正により制度化されたものでございまして、有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対し、合併協議会の設置の請求を行うことができると規定されております。このたびの高松市・国分寺町合併協議会は、この住民発議に基づくものでございます。

次の「4 市町村建設計画」から次の2ページの「12 地方税に関する特例」につきましては、合併協定項目等、これまでの説明の中で説明をいたしました。重複いたしますので、省略をさせていただきます。

次に、2ページから3ページにかけて記載しておりますが、2ページの一番下の13の「地方交付税の額の算定の特例」について、御説明をいたします。

合併が行われた場合には、そのスケールメリットによりまして、さまざまな経費の節減が可能となり、一般的には基準財政需要額が減少し、それに従いまして、地方交付税も減少することが想定されますが、合併によります経費の節減は、合併後直ちにできるものばかりでないということから、合併年度及びこれに続く10年度については、合併前の市町村がそのまま存在しているものとみなして交付税額を算出し、交付し、合併によりまして、交付税上、不利益をこうむることがないように配慮をされるという特例でございます。

なお、その後の5年度につきましては、この増加額が段階的に縮減されることとなっております。

次に、3ページの14の「地方債の特例等」でございますが、これは、合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業又は基金の積み立てで、特に必要と認められるものは、合併年度と、これに続く10年度に限り、合併特例債をその財源にすることができ、この特例債の元利償還金の7割につきまして、普通交付税措置を行うものとされております。なお、これらの財政措置を受けるためには、平成17年3月末までに合併する必要があります。

なお、15以下の項目については、説明を省略させていただきます。

次に、5ページをごらんいただきます。

5ページでございますが、ただいま御説明をいたしました合併特例法の概要に関連いた

しまして、昨年11月13日に、首相の諮問機関でございます第27次地方制度調査会が提出をいたしました「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」について、そのポイント、要点を簡単に説明させていただきます。

まず、5ページの1の「平成17年4月以降の合併推進について」でございますが、(1)にございますように、現行の合併特例法の失効後の、効力を失った後の平成17年4月以降も、合併に関する新しい法律を定めて、一定期間さらに自主的な合併を促すよう求めています。

具体的には、にございますように、合併特例債などの現行の合併特例法のような財政支援措置は廃止することといたしておりますが、にございますように、普通交付税の合併算定替え、地方税の不均一課税、議員の在任特例などの合併の障害を取り除く措置、これにつきましては引き続き残すということとしております。

なお、(2)にございますように、平成17年3月31日までに、市町村が議会の議決を得て都道府県知事への合併申請を行い、平成18年3月31日までに合併したときは、現行の合併特例法の規定を適用し、財政支援措置などを講ずるといたしております。実質的には、期限の延長というふうになるものでございます。

なお、その他の部分につきましては、本日は、時間の都合で説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、「合併特例法の概要」についての説明を終わります。

続きまして、6ページをお開き願います。

6ページ、資料2「市町村合併の手続の概要」でございますが、市町合併に係る手続関係につきまして、表にまとめたものでございます。

表にございますように、手続といたしましては、まず、関係市町間で事前の協議を行った後、合併協議会の設置について、それぞれの議会に諮り承認を得ます。この場合、住民発議による手続もございます。その後、会長、副会長、委員の選任など、事前の協議を行い、合併協議会を設置いたします。

中段の枠の中に記載されておりますように、今後、合併に係る協議や市町村建設計画に係る協議を行い、合併協議会での協議が成立をいたしますと、再び、両市町、関係市町の議会に諮りまして、それぞれの議会で市町合併について承認をいただいた後、合併申請書を作成し、知事への申請を行います。知事は、申請を受けますと、両市町の申請に基づきまして、県議会の議決を経て、合併の決定を行い、その旨を総務大臣に届け出ます。総務

大臣は、この届け出を受理したときには、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知をいたします。両市町の合併の処分、合併は、総務大臣の告示により、その効力を生じることとなっております。

以上、簡単でございますが、「合併手続の概要」でございます。

続きまして、7ページをごらんいただきます。

7ページに、資料3として「高松市・国分寺町の主なデータ等」ということで、両市町の面積や人口、財政状況等を掲載いたしております。

続きまして、8ページの資料4には、「高松市・国分寺町合併協議会設置の経緯」でございます。

このたびの合併協議会は、住民発議に基づき設置されたものでございますが、国分寺町住民による合併協議会設置の請求から合併協議会設置までの経過の概要を参考資料として掲載いたしております。本日は、時間の都合でその説明は省略をさせていただきます。

以上、簡単でございますが、参考資料の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第5 （2）高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは次に、（2）の「高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について」、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から御説明をいたします。

会議資料66ページの（2）をごらんいただきたいと思います。と存じます。

「高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について」でございます。

次回、第2回会議につきましては、現在のところ、来月、3月1日の月曜日、午後1時半から高松市役所13階大会議室での開催を予定いたしております。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を記載して、会議の開催日のおおむね1週間前に送付いたしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。



議長（増田会長） 以上で終わりますが、皆様方の方で、この際、何か特別に御発言等  
がございましたら承りたいと存じますが、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは、以上で本日の会議日程  
はすべて終了いたしました。

皆様方には、長時間にわたり御協議を賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・国分寺町合併協議会第1回会議を閉会させていただきます。  
大変ありがとうございました。

午後 3時05分 閉会

会議録署名委員

委員

委員